

バカンスクーポン事業

組合員及び被扶養者が旅行する場合の便宜を図り、公立学校共済組合の直営施設の利用率を向上させるため、JR運賃割引きっぷ（以下「バカンスクーポン」という。）の取扱いを行います。

1 利用対象者

公立学校共済組合京都支部に所属する組合員（任意継続組合員を含む。）及び被扶養者（以下「利用者」という。）

2 「バカンスクーポン」の取扱窓口

次に掲げる旅行会社の全国各支社又は営業所とします。

- (1) ジェイティービー（JTB）
- (2) 近畿日本ツーリスト
- (3) 日本旅行
- (4) 東武トップツアーズ

3 「バカンスクーポン」の利用条件

利用者は、次の条件によりバカンスクーポンを購入することができます。

(1) 利用対象者

組合員及びその被扶養者

（大人2名以上又は大人と子ども（小学生）併せて2名以上が同一行程をとること。）

※大人とは、中学生以上をいいます。

(2) 対象宿泊施設

次のいずれかの宿泊施設に宿泊することが条件となります。

- ① 公立学校共済組合の宿泊施設
- ② 公立学校共済組合と相互利用を行っている共済組合の宿泊施設（P70参照）
- ③ 保養等施設
- ④ 団体割引契約施設
- ⑤ 購入先の取扱い旅行会社の協定旅館、ホテル等

(3) 乗車区間

指定地駅（利用宿泊施設のJR最寄り駅であらかじめ登録した駅）を目的地として出発地に戻る旅行で、往路及び復路のいずれにおいてもJR線を201km以上利用する場合。

ただし、三島内（北海道、四国又は九州）を目的とする場合は、片道航空機利用が可能です。また、異なる宿泊施設に連泊する場合は、最遠となる指定地駅を目的地駅とします。

4 割引率

J R 運賃（普通乗車券）は 2 割引

ただし、東海道新幹線を利用する場合で、片道が 601km 未満の場合は全区間 1 割引となります。 ※ J R 料金（特急料金）及び J R バスは割引になりません。

5 購入方法

(1) 上記 3 (2) の対象宿泊施設の①～④を利用する場合

宿泊施設に直接予約申込を行い、「バカンスクーポン購入申込書」（次頁）に必要事項を記入し、所属所長（任意継続組合員は京都支部事務局長）の証明を受け、その写しを添えて、取扱旅行会社の支店等で購入します。（旅行中は当該申込書の写しを携帯してください。）

(2) 上記 3 (2) の対象宿泊施設の⑤を利用する場合

取扱旅行会社の支店等を通じて宿泊の予約申込を行い、購入します。「バカンスクーポン購入申込書」の提出は不要です。

6 取消、変更の手続

(1) バカンスクーポン及び対象宿泊施設⑤の宿泊施設の予約取消等

申込みをした取扱旅行会社の支店等で手続きをしてください。取消又は変更に係る手数料については、各旅行社の定めるところによります。

(2) 対象宿泊施設①～④の宿泊施設の予約取消等

本人が直接該当宿泊施設に連絡してください。取消又は変更に係る手数料については、各施設が定めるところによります。

7 利用できない期間

乗車日が 4 月 27 日～ 5 月 6 日、8 月 11 日～ 8 月 20 日及び 12 月 28 日～ 1 月 6 日の場合は、バカンスクーポンの対象の対象期間外となり、割引になりません。

8 問い合わせ

取扱旅行会社の支店等にお問い合わせください。

9 所属所の事務処理

所属所長は、申込書の記載内容（利用者氏名、組合員証番号、被扶養者）を確認の上、証明印（所属所長印）を押印後、利用者へ交付してください。